

社会福祉法人 徳育会

役員報酬等に関する規程

＜目的＞第一条 この規定は社会福祉法人徳育会の定款第二十一条に基づく役員報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

＜意義＞第二条 役員とは定款第一五条による理事及び監事をいう。

＜報酬等の額＞第三条 1、役員報酬は無報酬とする。ただし、役員には、その職務を行うため要する費用の支払いをすることができる。

2、役員職務を行うために要する費用については評議員及び役員等費用弁償及び旅費に関する規定によるものとする。

＜規定の改廃＞第四条 この規程の改廃は、評議会の決議を経て行う。

付則 この規程は平成29年6月27日から施行する。